**平成２４年（フ）第９８０号**
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟1316号室
債務者　宮田　大介
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１６３号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目２番３―104号
債務者　三浦　嘉光
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１９０号**
横浜市緑区東本郷１―２―31　鴨居荘18号室、住民票上の住所横浜市南区井土ケ谷下町215番地の１　井土ケ谷東団地１号棟332号室
債務者　竹田　正臣
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２７２号**
栃木県宇都宮市峰町250番地41　たかおハイツ101号、前住所栃木県宇都宮市石井町2979番地16　吉光コーポ１号棟208
債務者　長谷川賢輔
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３０１号**
栃木県足利市借宿町343番地　山口ハイツ２―201、前住所栃木県足利市八幡町２丁目17番地７
債務者　丸山　朋久
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１１５号**
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目８番地１１―201
債務者　七原　弘晃
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第１３３号**
愛知県豊橋市東幸町字長山97番地の９
債務者　森山清孝こと　モリヤマ　ジュリオキヨタカ
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第１３５号**
愛知県豊橋市旭町字旭269番地の１　大栄荘５、住民票上の住所愛知県豊橋市旭町字旭269番地の１　５
債務者　大久保忠則
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第２５０４号**
大阪府大東市平野屋２丁目４番16号　ＪＡセピアＡ棟101号
債務者　中村　智未（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２８６号**
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番６号
債務者　寺内　孝子
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２９１号**
栃木県宇都宮市江曽島３丁目781番地11、前住所栃木県宇都宮市川田町1223番地28
債務者　矢口　好良
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２９２号**
栃木県宇都宮市江曽島３丁目781番地11、前住所栃木県宇都宮市川田町1223番地28
債務者　矢口　政宏
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３２０号**
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1706番地15　サンコーポラス芳賀１―301
債務者　舩山　典夫
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３２１号**
栃木県宇都宮市石井町2938番地６　ユーミーマツダⅡ101、前住所栃木県宇都宮市石井町2963番地１　カーサ新谷台102
債務者　杉山　浩志
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係